

高知市上下水道局業務委託契約における最低制限価格の設定及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知市上下水道局が指名競争入札により締結する工事又は製造を除く請負の契約の適正な履行の確保のため、高知市上下水道事業契約規程が準用する高知市契約規則（昭和40年規則第4号。以下「規則」という。）第29条において準用する規則第16条第1項の規定による最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）の設定に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格の設定の対象となる契約（以下「対象契約」という。）は、次に掲げる業務に係る委託契約とする。

- (1) 庁舎等清掃業務
- (2) 農業集落排水処理施設運転管理業務
- (3) 農業集落排水処理施設汚泥搬出業務
- (4) 農業集落排水処理施設中継及び宅排ポンプ保守点検業務
- (5) 浄化槽の清掃及び保守点検業務
- (6) 人的警備業務
- (7) 貯水槽清掃点検業務

(最低制限価格の設定)

第3条 高知市上下水道事業管理者は、最低制限価格を設定する場合は、規則第28条第3項の規定による通知に併せて最低制限価格を設定する旨及びその決定方法を通知する。

(最低制限価格の決定方法等)

第4条 最低制限価格は、対象契約に係る指名競争入札（以下「入札」という。）において、予定価格（規則第29条において準用する規則第14条の規定により定めた予定価格をいう。以下同じ。）の制限の範囲内で有効な入札価格（以下「入札価格」という。）のうち、入札価格の低いものの上位5者の入札価格を平均して得た価格に100分の80を乗じて得た価格とする。ただし、入札の申込みをした者が5者に満たない場合は、全ての入札価格を平均して得た価格に100分の80を乗じて得た価格とする。

2 最低制限価格は、入札の開札後直ちに算出し、規則第29条において準用する規則第16条第2項の定めるところにより予定価格調書に明記する。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条第1号から第7号までに掲げる対象契約であって共通積算基準を適用して予定価格を定めるものに係る入札において設定する最低制限価格は、当該対象契約の内容等を勘案して、予定価格の100分の65から100分の85までの範囲内で定めるものとする。この場合において、当該最低制限価格は、当該入札前に予定価格調書に明記するものとする。

(最低制限価格の公表)

第5条 高知市上下水道事業管理者は、入札が終了した後、最低制限価格を入札経過表に記載し、公表する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は、高知市上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。